

道路特定財源の一般財源化について

～道路に使わないなら、ガソリン税を1リットル当たり25円安くすべきです～

1. 道路特定財源は、本来の道路整備事業に全額充当すべき

(道路特定財源の目的)

- ① わが国の立ち遅れた道路を緊急かつ計画的に整備することを目的に、1954年にガソリン税を特定財源化。(1974年以降、財源不足を理由に現行の暫定税率を適用)
- ② 受益者負担の考えに基づき、自動車ユーザーに課税。

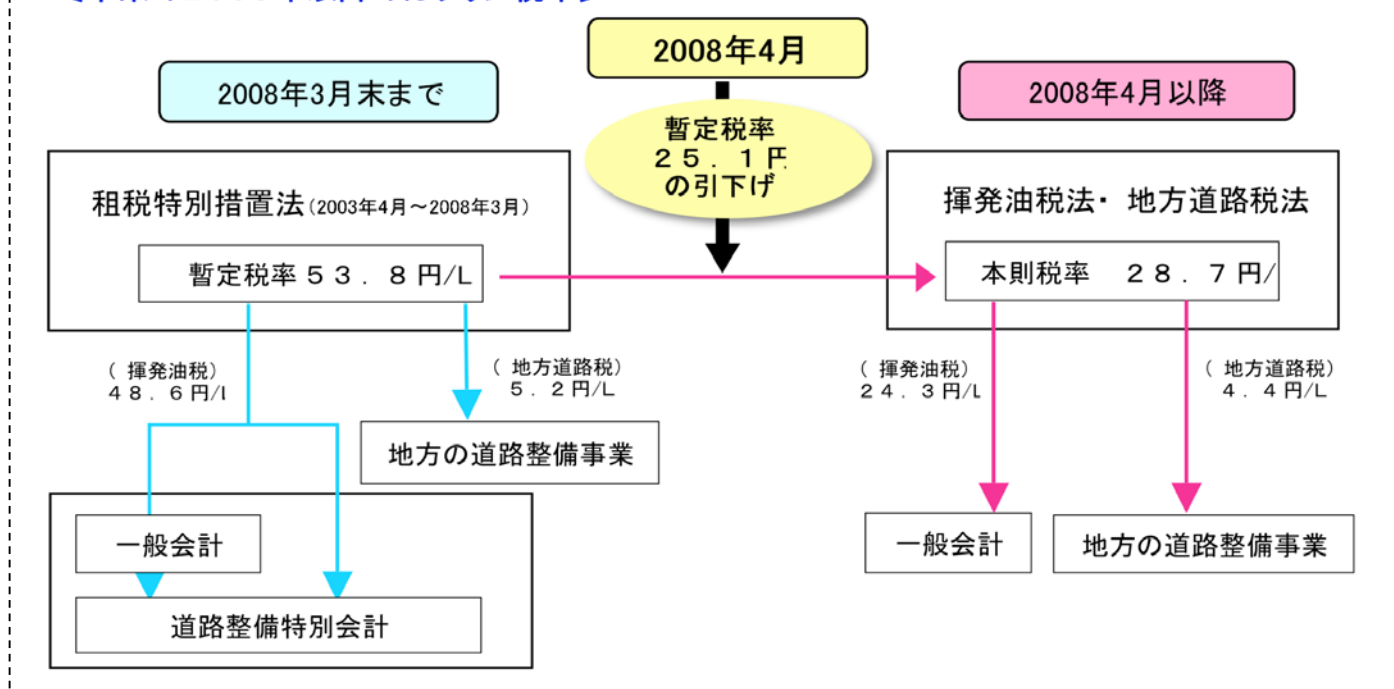
2. 道路財源の一般財源化などへの使途の組替えは断固反対

- 道路特定財源やその余剰発生分の一般財源化・環境税などへの使途組替えは、納税者である自動車ユーザーの信頼を裏切るものであり、断固反対。

3. 道路特定財源に余裕があるならば、暫定税率を引き下げるべき

- 租税特別措置法では、現行暫定税率(53.8円/L)の適用は2008年3月末までと規定。(以後は、本則税率 28.7円/Lが適用)
- したがって、そもそもガソリン税等を道路整備等に充当しないのであれば、暫定税率による上乗せ分を引き下げ、納税者(自動車ユーザー)の負担を軽減すべき。
- 仮に、暫定税率を引き下げないのであれば、まずはその是非を国民に問うべき。

【本来の2008年以降のガソリン税率】



【参考】石油連盟の「ガソリン税等道路特定財源の一般財源化反対」運動の実施

1. SSにおけるチラシ配付・署名活動(目標400万人、実施時期:3月20日～4月7日)
2. ラジオ等による啓発広報
3. 国会への陳情、マスコミ・消費者団体の理解促進のための活動